

カイハラ産業株式会社一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、女性が活躍できる働きやすい環境を作ることによってすべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和6年3月31日

2. 内容

(1) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標1 従業員のワークライフバランスの実現に向け、令和2年度（令和2年4月1日～令和4年3月31日）の従業員1人当たりの総労働時間を令和1年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）より3%削減する。

<対策>

- ① 令和2年4月よりノー残業デーの啓蒙及び作業改善活動の継続により、総労働時間を削減する。
（令和2年4月1日～令和6年3月31日）
- ② 令和2年4月より従業員の現状と要望を社内調査し、育児介護休業法を上回る条件の制度の拡充を図る。
（令和2年4月1日～令和6年3月31日）

(2) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標2 役職職に占める女性比率を10%以上とする。

<対策>

- ① 女性社員の採用を増やし、将来の役職者を育成する。
（令和2年4月1日～令和6年3月31日）
- ② 女性社員の能力と適性を考慮し、役職者登用を促進する。
（令和2年4月1日～令和6年3月31日）
- ③ 仕事と生活の両立が実現する職場環境を整備する。
（令和2年4月1日～令和6年3月31日）

目標3 育児休業終了後のスムーズな職場復帰

<対策>

- ① 女性社員の育児休業取得率100%取得を維持する。
(令和2年4月1日~令和6年3月31日)
- ② 育児休業終了しスムーズに職場復帰できるよう環境整備を行う。
(令和2年4月1日~令和6年3月31日)